一般社団法人日本獣医がん学会 代議員選出細則

第1章 総則

(適用)

第1条 この細則は、一般社団法人日本獣医がん学会(以下、「当法人」という。)の 定款第6条に基づいて代議員選出に関し必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

- 第2条 代議員の選出を行うため、選挙管理委員会を置く。
 - 2 選挙管理委員会の構成は、非改選の現職理事1名、及び当法人の事務局1名 とし、会長が委嘱する。
 - 3 選挙管理委員会の委員長は、会長が委嘱する。

(定数)

第3条 代議員の定数は、定款第6条2項の定めに基づき、50名とする。

(公示)

第4条 代議員選出に関する公示は、当法人のホームページで行う。

第2章 選挙選出代議員の選出

(選出)

第5条 選挙選出代議員は、正会員による選挙によって行う。

(定数)

第6条 選挙選出代議員の定数は40名とする。

(選挙人)

第7条 選挙人は、選挙が行なわれる当年の4月30日現在に会員台帳に登録されて いる正会員全員とする。

(被選挙人)

第8条 選挙が行なわれる当年の4月30日現在の会員台帳に登録されている正会員は、代議員に立候補することができる。

(立候補の届出)

第9条 代議員選挙に立候補する者は、所定の立候補届出書に必要事項記載のうえ、選挙管理委員会宛に郵送にて選挙管理委員会の指定する期日までに届け出るものとする。

(候補者の公示)

第10条 選挙管理委員会は、立候補者の資格審査を行い、立候補者名簿を作成し、投票期間の初日の14日前までにこれを公示のうえ、選挙権を有する正会員に対し立候補者名簿に投票用紙を添えて送付する。

(投票方法)

- 第11条 代議員選挙の投票は、郵送法により行う。
 - 2 投票は指定された記載方式(所定人数3名)に従い、無記名投票とする。
 - 3 当法人の事務局は、投票期間中に郵送された投票用紙を受理し、開票日ま で厳重に保管受理しなければならない。

(開票)

- 第12条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。
 - 2 次のいずれかに該当する投票を無効とする。
 - 一 所定の投票用紙を用いないもの
 - 二 立候補者以外の氏名を記載したもの
 - 三 所定人数以上の氏名を記載したもの(所定人数以下は有効)
 - 四 白票
 - 五 記載した内容が確認しがたいもの

(当選者の決定)

- 第13条 当選者は、全候補者を得票順に並べ、得票の多い順から代議員を決定する。
 - 2 前項において、得票数が同じ候補者が複数いる場合には、年長者から順に 当選者とする。
 - 3 前項において、生年月日が同日の場合には、選挙管理委員長の抽選により 決定する。
 - 4 選挙管理委員会は、選挙の結果を速やかに公示する。

(代議員の任期)

第14条 選挙選出代議員の任期は、代議員選挙が実施された年の定時社員総会終了の 日の翌日に始まり、2年後の定時社員総会終了の日までとする。

(欠者の補充)

- 第15条 選挙選出代議員に欠員を生じたときは、会長は理事会の決議を経て、次点者 を代議員として補充することができる。
 - 2 前項の規定によって代議員を補充したときは、会長は速やかにこれを公示する。

(選挙の疑義)

第16条 代議員の選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会で審議し方針を 決定する。

第3章 総会選出代議員の選出

(選任)

第17条 総会選出代議員は、理事会の推薦に基づき、社員総会で選任する。

(定数)

第18条 総会選出代議員の総数は、10名とする。

(推薦基準)

- 第19条 理事会は、当法人の発展に寄与した正会員の中から、以下の基準により代議 員候補者を選考して社員総会に推薦することができる。
 - 一 腫瘍学の発展に寄与した正会員
 - 二 その他優れた業績を挙げている正会員

(選考と推薦手続き)

- 第20条 前条の基準に従い、各理事は所定の書式に従い適任者を理事会へ推薦することができる。
 - 2 候補者は、理事会の投票により決定する。
 - 3 会長は、候補者を社員総会に推薦する前に、代議員就任の意思を確認しなければならない。

(任期)

第21条 総会選出代議員の任期は、選任された定時社員総会終了の日の翌日に始まり 2年後の定時社員総会終了の日までとする。

(公示)

第22条 総会選出代議員が選任されたときは、会長は速やかにこれを公示する。

第4章 補則

(最初の代議員の任期)

第23条 最初の代議員の任期は、平成29年7月に実施される定時社員総会終了の日 までとする。

(補則)

第24条 定款及び代議員選出細則に定めるもののほか、選挙管理委員会の運営及び代 議員選挙実施に必要な事項は、選挙管理委員会が定めることができる。

(細則の変更)

第25条 この細則の変更は、理事会の決議を要する。